

## 新潟市犯罪被害者等支援条例制定に伴う新潟市犯罪のない 安心・安全なまちづくり条例第 27 条のあり方について

### ○犯罪被害者等支援特化条例制定までの経緯

- ・本市では、平成 19 年度に施行した「犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（第 27 条）」において、犯罪被害者等支援に関する規定を設け、被害者に寄り添った支援に努めてきた。
- ・一方で、全国的にも被害者支援に特化した条例を制定する動向が広がっており、関係団体からも条例制定の要望をいただくなど、条例制定への機運が高まっていた。
- ・そんな中、令和 3 年 12 月に市議会において、条例制定に向けた検討会が設置され、令和 4 年 6 月定例会において条例が制定された。

### ○新潟市犯罪被害者等支援条例の主な規定内容

目的	犯罪被害者等支援の総合的・計画的な推進、被害者を支える地域社会の実現など
基本理念	被害者個人の尊厳の尊重、適切な処遇、二次被害等の防止、途切れない支援など
責務	市・市民・事業者・民間支援団体の責務
推進体制	犯罪被害者等支援に関する計画の策定、犯罪被害者等支援推進会議の設置、関係機関等の連携体制の整備、財政上の措置、市民意見の反映
基本的施策	相談対応・情報の提供、心身に受けた被害及び影響からの回復、日常生活の支援・配慮、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、経済的な負担の軽減、市民等の理解の増進、教育活動の推進、人材の育成、民間支援団体に対する支援など

### ○新潟市犯罪被害者等支援条例制定に伴う新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例 第 27 条のあり方について

#### 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（第 27 条）

市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により被害を被ったもの及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）により、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

上記のとおり、「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」では、市民誰もが安心して安全に暮らすことができるまちづくりの推進の一環として、犯罪被害者等支援について第 27 条で規定している。

一方で、「新潟市犯罪被害者等支援条例」は犯罪被害者等の支援についてより具体的な内容を規定した条例であり、上記の条文とも同一の趣旨によるものであることから 2 つの条例は相互に干渉するものではない。

このことから、犯罪被害者等支援条例の制定に伴うまちづくり条例の 27 条の削除等を行わないものとする。